

(NPO 団体) POFF (ぽーぽいフレンズふくしま) 内規

第1条 (名称)

この活動団体の名称は「POFF(ぽーぽいフレンズふくしま)」とし、特定非営利活動(NPO)を行う団体である。

第2条 (事務局)

事務局を 宮城学院女子大学食品栄養学科 D241 研究室内に置く。

住所 981-8557 宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1

第3条 (目的)

POFF は 2011 年の原発事故後の福島県の健康調査として行われている甲状腺検査に対して、住民がその全体を正しく理解し意思決定するための事業を行い、住民が自信を持って暮らし、誇りを持ってふるさとを思うことに寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

POFF の活動として次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 甲状腺検査に関する本の執筆事業
- ② ホームページの設置ならびに管理に関する事業
- ③ メーリングシステムを用いた会員の情報共有・交流活動
- ④ リーフレット等の作成事業
- ⑤ 地域住民の代表者を通じた説明会・学習会の実施事業
- ⑥ メディア啓発活動事業
- ⑦ 個別の相談に関する電話ならびにメール支援システムの構築とその継続的な実施事業
- ⑧ その他、目的を達成するために必要な学会活動など

(2) その他の事業

- ① 甲状腺検査に関する本の物販
- ② 講演会の実施

その他の事業により収益が生じた場合は、特定非営利活動に係る事業にのみこれを充てる。

第5条 (会員)

(1) 会員の入会については、会の設立趣旨書に賛同し、第4条の事業に協力できことを条

件とする。入会希望者はホームページの入会申込書により入会を申し込み、代表発起人がこれを認める。

(2) 会費について、必要性が生じるまでは入会費ならびに会費を徴取しない。会費の徴収を行う場合には入会の継続意思について改めて確認する。

(3) 退会希望者は代表発起人に対して退会の意思を表示し、代表発起人がこれを認めることにより任意に退会することができる。

第6条 (会計)

会の運営、事業のための経費は会員あるいは有志による寄付ならびに法人等からの寄付によって行われる。寄付による資産等の管理は代表発起人が管理し、年に一度会員に報告する。会計監査は代表発起人以外の発起人が行う。会計期間は毎年1月1日から12月31日とする。

代表発起人

大津留晶 緑川早苗

2020年4月